

令和8年第5回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和8年5月22日(金) 9時30分開始

2 会場 大竹市役所4階第2会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小西啓二	出席
1番	池田良枝	出席
2番	小城和之	出席
3番	市川洋	出席
4番	山田洋子	出席

4 出席職員

教育次長	柿本剛
総務学事課	奥田健
	重安千陽
	坂井渉
	浅井田展彦
	坂栄研吾
	須藤颯太
生涯学習課長	外谷明洋

.....
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和8年第5回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、山田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、5月22日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第11号 令和9年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針の制定について

小西教育長 日程第2「議案第11号 令和9年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和9年度に大竹市立小中学校において使用する教科用図書及び大竹市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択するための基本方針を制定しようとするものです。この基本方針は、広島県教育委員会が4月22日に制定した「令和9年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に基づき、大竹市教育委員会の基本方針を制定するものです。教科書

採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を感じさせることがないよう、適切に実施することとあわせ、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要です。まず、「1 採択の基本方針」です。「(1) 採択の基本」において、教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。としています。「(2) 適正かつ公正な採択の確保」では、教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、大竹市教育委員会の権限と責任において適正かつ公正な採択の確保を期す。また、特定の教科書発行者と関係を有する者は教科書採択に関与させない。としています。「(3) 開かれた採択の推進」では、採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。教科用図書の研究のために作成した資料及び教育委員会の会議の議事録について採択後、遅滞なく公表するよう努める。その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討する。としています。次に、「2 方法、組織及び手続き」です。これは、教科用図書を採択するための方法や組織、手続きについて定めるものです。「(1) 小・中学校用教科用図書」については、採択する期間が4年であるため、小学校は令和5年度、中学校は令和6年度に採択されていますので、採択したものと同一の教科用図書を使用することになります。「(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」については、特別支援学級に在籍している児童生徒の使用する教科用図書で、その子の実態から検定済教科用図書を使用することが適切でない場合には、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択するとしています。選定にあたっては、各学校において教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を大竹市教育委員会に提出することになります。教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により、教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行うとありますので、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について、8月の教育委員会定例会において採択していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。小・中学校用教科用図書に係る検定・採択の周期は、4年ごとになっています。来年度が小学校の教科書の採択の年になりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

市川委員 令和5年度と6年度で採択したものを使用するとなっていますが、部分改定になるのでしょうか。全面改定になるのでしょうか。

事務局 今回の採択についてですが、小中学校で使用するのは、委員のおっしゃる通り令和5年度と6年度に採択していますので、それを使っていくための基本方針です。特別支援学級で使用する教科用図書について、これから特別支援学級に入る子ども達については各学校で選定作業がありますので、その採択を8月に実施するものです。

小西教育長 主に特別支援学級で使用する児童生徒の教科書の採択を行うものです。

市川委員 教科書の採択については適正かつ公平な採択が大切になると思いますが、実際に普通学級で小中学生が使っている教科書を見ると、東京書籍が9割を占めて

いる状況があります。中学校で見ると数学以外はほぼ全て東京書籍になっているようです。それぞれの教科で決めていくので、蓋を開けてみたらほとんどが東京書籍になったのだと思いますが、問題はないでしょうか。

小西教育長 教科書を採択するまでに各教科で検討していき、委員会で練ってもらい、最終的に教育委員会定例会で決定となります。その時点で、東京書籍のものが多くことは致し方ないと考えます。

市川委員 今回の発言のとおり教科毎に研究を進めていくのだと思いますが、人数の関係で大竹市と廿日市市が合同で研究を進めていくのは、これからも変わらないでしょうか。

小西教育長 廿日市市教育委員会とも協議する必要があるのですが、西部地区の大竹市と廿日市市とで人事異動等を考えた時に、昔から教育研究会を大竹市と廿日市市でやっていますので、教科書採択についてはそこで協議していくことがベストだと思います。大竹市の教職員数が減っているので、より多くの目で考えていく必要がありますので、廿日市市と一緒にやるのが大事だ考えています。

市川委員 廿日市市も大竹市も、研究している段階では同じ教科書が候補として上がります。その後正式に決定するまでの間に、変わることもあると思います。なので、大竹市と廿日市市で実際に決まった教科書は、ひとつかふたつ違っていたこともあると思います。その場合でも、最終的には教育委員会決定するという解釈であっていますか。

小西教育長 最終的には教育委員会定例会での判断で決定となりますので、そのような結果も当然出てくると思います。

池田委員 特別支援学級の教科書の選定について、以前もこの会で出たと思いますが、なぜこの本が適切なのかどうか文面からわかりにくいといった意見も出たので、今回は障害の様子や適している理由が分かるように、もう少し丁寧に書いていただければと思います。

事務局 できる限りわかりやすく議案集に掲載するようにします。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和8年第5回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時10分】

.....